

相続登記の登録免許税の免税措置について

相続登記について登録免許税が免税される場合があります。

令和4年4月1日版
相続登記について登録免許税が免税される場合があります
免税期間はいつでも**2025年3月31日まで**
詳しくは、法務局ホームページをご覧ください

適用期間が延長されました
適用対象が拡充されました

取得する所有権不明土地！
相続登記を済ませよう

1 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記
(相続人が受ける「所有権の保存の登記」※をみます)
該当する場合は登録免許税を免税

2 不動産の価額が100万円以下の土地に係る相続登記
(相続人が受ける「所有権の保存の登記」※をみます)
該当する場合は登録免許税を免税

不動産の価額が引き上げられました。
10万円以下 → 100万円以下
適用対象が**全国の土地**に拡充されました。

不動産の価額が100万円以下

法務省民事局 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

①相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記(申請書様式等を公開しています。)
(租税特別措置法第84条の2の3第1項に該当する場合)
【免税期間:令和7年(2025年)3月31日まで】

②不動産の価額(※)が100万円以下の土地に係る相続登記(申請書様式等を公開しています。)
(租税特別措置法第84条の2の3第2項に該当する場合)
【免税期間:令和7年(2025年)3月31日まで】
※ 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。
固定資産評価証明書(課税通知書)で確認できる場合があります。
※ 適用対象は、**全国の土地**に拡充されています。

[上記チラシの拡大はココをクリック](#)

【お知らせ】

相続登記の申請が義務化されます。

令和6年4月1日施行

御存じですか？
相続登記が義務化されます。

なくそう 所有者不明土地！

▶ 相続登記の義務化等について詳しい内容は、[こちら](#)

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」